

ふるさと納税による寄附金控除額の計算例 (2014年12月31日以前の寄附分)

夫の給与収入500万円（給与所得346万円）で専業主婦と子ども1人（高校生）を扶養している世帯が、ふるさと納税を5万円した場合。

【所得控除】 ※控除額は所得税の金額

社会保険料控除：35万円、生命保険料控除：5万円、配偶者控除：38万円、扶養控除：38万円

【控除額の計算に用いる項目】

総所得金額等：346万円、所得税率：5%、住民税所得割額：205,200円

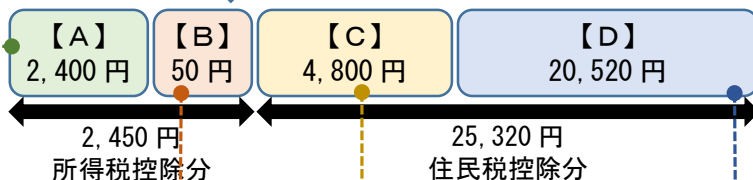
寄附金控除額の内訳

ふるさと納税額 50,000円

【A】【B】【C】の控除額の計算に用いるふるさと納税額については以下の上限があります。
【A】【B】：総所得金額等の4割（346万円×40%）
【C】：総所得金額等の3割（346万円×30%）

控除対象外
2,000円

控除対象寄附金額 48,000円



【A】所得税控除
控除対象寄附金額×所得税率
48,000円×5%=2,400円

【C】住民税控除（基本控除）
控除対象寄附金額×10%（一律）
48,000円×10%=4,800円

【B】復興特別所得税控除
【A】×復興特別所得税率
2,400円×2.1%=50円

【D】住民税控除（特例控除）
控除対象寄附金額×（90%-所得税率×1.021）
48,000円×84.895%=40,750円<20,520円
※住民税所得割額の1割が上限（20,520円）

ふるさと納税による寄附金控除額の計算例 (2015年1月1日以降の寄附分)

夫の給与収入500万円（給与所得346万円）で専業主婦と子ども1人（高校生）を扶養している世帯が、ふるさと納税を5万円した場合。

【所得控除等】 ※控除額は所得税の金額

社会保険料控除：35万円、生命保険料控除：5万円、配偶者控除：38万円、扶養控除：38万円

【控除額の計算に用いる項目】

総所得金額等：346万円、所得税率：5%、住民税所得割額：205,200円

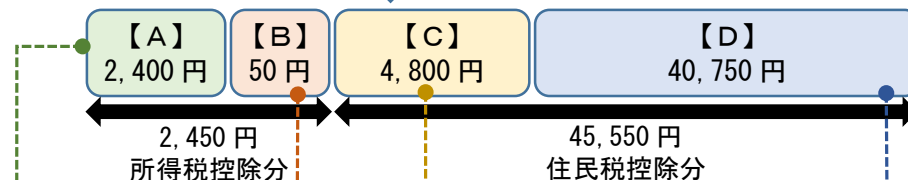
寄附金控除額の内訳

ふるさと納税額 50,000円

【A】【B】【C】の控除額の計算に用いるふるさと納税額については以下の上限があります。
【A】【B】：総所得金額等の4割（346万円×40%）
【C】：総所得金額等の3割（346万円×30%）

控除対象外
2,000円

控除対象寄附金額 48,000円



【A】所得税控除
控除対象寄附金額×所得税率
48,000円×5%=2,400円

【C】住民税控除（基本控除）
控除対象寄附金額×10%（一律）
48,000円×10%=4,800円

【B】復興特別所得税控除
【A】×復興特別所得税率
2,400円×2.1%=50円

【D】住民税控除（特例控除）
控除対象寄附金額×（90%-所得税率×1.021）
48,000円×84.895%=40,750円<41,040円
※住民税所得割額の2割が上限（41,040円）